

広報機能

広報機能については、以下の項目から機能を評価できると考えられます。

全てに取り組みなければならないということではなく、地域の実情に応じて、段階的に取組を実施することが重要です。以下は、取組を考える上での参考となる項目例です。

| 大項目                                 | 小項目  | 実施状況 |
|-------------------------------------|--|------|
| 制度についての個別説明                         | メリット、留意点を含めた説明                                 |      |
|                                     | 成年後見制度だけでなく様々な権利擁護支援の仕組みについての説明                |      |
| パンフレット                              | 配布した枚数、冊数                                      |      |
|                                     | 配布箇所   |      |
|                                     | 相談するきっかけになっているか                                |      |
|                                     | 研修・相談対応で使用できるものになっているか（制度を説明しやすいか）             |      |
| 研修会やセミナー                            | 回数   |      |
|                                     | 受講者数   |      |
|                                     | アンケートの結果                                       |      |
|                                     | 相談するきっかけになっているか                                |      |
| 広報（パンフレットや研修・セミナー）の内容               | 制度の活用が有効なケースなどを具体的に伝える周知啓発                     |      |
|                                     | 法定後見制度の後見類型だけでなく、保佐・補助類型、任意後見を含めた早期利用を念頭においた内容 |      |
| 広報の際に連携する各団体                        | 弁護士会   |      |
|                                     | 司法書士会  |      |
|                                     | 社会福祉士会   |      |
|                                     | その他専門職団体等（ 会）                                  |      |
| チームに加わる関係者への広報（パンフレットの配布や研修・セミナー開催） | 身近な家族・親族                                       |      |
|                                     | 市町村の窓口   |      |
|                                     | 主治医・かかりつけ医                                     |      |
|                                     | 介護支援専門員  |      |
|                                     | 相談支援専門員  |      |
|                                     | 生活保護ケースワーカー                                    |      |
|                                     | 保健師  |      |
|                                     | 精神保健福祉士  |      |
|                                     | 入所先社会福祉施設                                      |      |
|                                     | 認知症初期集中支援チーム                                   |      |
|                                     | 認知症疾患医療センター                                    |      |
|                                     | 医療機関   |      |
|                                     | 金融機関   |      |
|                                     | 介護サービス事業所                                      |      |
|                                     | 障害福祉サービス事業所                                    |      |
| 訪問看護ステーション                          |  |      |
| 民生委員・児童委員                           |  |      |
| 自治会                                 |  |      |

相談を受ける際、この窓口で相談しようと思ったきっかけを記録しておく、広報活動の評価の際、役立てることができます。

## 相談機能

相談機能については、以下の項目から機能を評価できると考えられます。

全てに取り組みなければならないということではなく、地域の実情に応じた取組を、段階的に実施していくことになります。以下は、取組を考える上での参考となる項目例です。

| 大項目       | 小項目  | 実施状況 |
|-----------|--|------|
| 多様な相談者    | 早期の相談（後見類型以外（保佐、補助）の相談が入っているか）   |      |
|           | 早期の相談（首長申立て以外（本人や家族等、任意後見）の相談が入っているか）  |      |
|           | 相談者の属性（どの所属からの相談か）   |      |
|           | 相談者の所属地域（相談が入っていない地域があるか）  |      |
|           | 親族からの相談が入っているか   |      |
| 情報の集約     | 相談者からの情報以外にも、内容に応じて本人や関係機関から情報収集できているか   |      |
|           | 必要に応じてケース会議への出席、ケース会議の招集等によって、情報を集約できているか  |      |
| 後見等ニーズの精査 | 判断能力不十分な本人のニーズを分析した上での相談対応（成年後見制度以外の対応があるか）<br>（ニーズを解決できる機関、あるいは継続して関わる機関につなげて、相談を終了することができているか） |      |
|           | 成年後見制度以外の権利擁護支援の対応の検討・説明   |      |
|           | 必要に応じた専門職からの助言の確保  |      |
|           | 補助・保佐の活用を考慮した対応  |      |
| 必要な見守り体制  | 必要なつなぎ先と連携がとれているか<br>（連携が困難な関係機関はないか）  |      |
|           | 地域包括支援センターとの連携   |      |
|           | 相談支援事業所との連携  |      |
|           | 民生委員・児童委員、自治会との連携  |      |
|           | その他、見守りをしている機関との連携   |      |

どの地区からの相談が多いかといった地域ごとの分類や、介護支援専門員や相談支援専門員といった相談者の属性ごとの分類を記録しておくこと、次にどの地域のどのような関係機関に広報を実施したら良いのかを考えることができます。

連携が必要にもかかわらず困難を抱えている場合には、協議会等で連携体制の構築について検討することが有効です。

## 成年後見制度利用促進機能

成年後見制度利用促進機能については、以下の項目から機能を評価できると考えられます。

全てに取り組みなければならないということではなく、地域の実情に応じた取組を、段階的に実施していくこととなります。以下は、取組を考える上での参考となる項目例です。

### [担い手の育成・活動の促進]

| 大項目                      | 小項目   | 実施状況 |
|--------------------------|---|------|
| 市民後見人の<br>研修・育成・<br>活用   | 都道府県・市町村と関係機関（法人後見実施機関、専門職団体、家庭裁判所）等の連携による研修・育成               |      |
|                          | 修了者が実務経験を重ねる取組（法人後見業務、見守り業務、日常生活自立支援事業の支援員業務など）               |      |
|                          | 市民後見人選任後の継続的支援体制の整備   |      |
|                          | 市民後見人養成カリキュラムについての家庭裁判所への説明                                   |      |
|                          | 継続的支援体制についての家庭裁判所への説明   |      |
|                          | 選任以外の活躍の場の提供  |      |
| 市民後見人の<br>受任調整           | 市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理  |      |
|                          | 市民後見人候補者へのアドバイス   |      |
|                          | 市民後見人候補者名簿の作成   |      |
| 法人後見の担<br>い手の育成・<br>活動支援 | 法人後見実施機関の育成・活動支援  |      |
|                          | 障害分野で活用できる法人後見実施機関（社会福祉協議会、市民後見人研修修了者、親の会等を母体とするNPO法人等）の育成・活用 |      |
|                          | 後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保                                   |      |

## 受任者調整（マッチング）等の支援

「家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討」（国基本計画 p.8）を行います。

「市町村長申立ての適切な実施や、『親亡き後』の障害者の長期にわたる後見等を意思決定支援・身上保護を重視した運用に変えていく支援体制を早期に整備していく観点」（国基本計画 p.18）から体制整備を行うため、市町村長申立ての候補者推薦（老人福祉法第32条の2等を根拠とする）を行うところから始めている市町村が多くあります。

| 大項目              | 小項目  | 実施状況 |
|------------------|--|------|
| 専門職後見人候補者の推薦     | 専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）に対しての後見人候補者名簿の整備を依頼 |      |
| 市民後見人の受任調整（再掲）   | 市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理                         |      |
|                  | 市民後見人候補者へのアドバイス                              |      |
|                  | 市民後見人候補者名簿の作成                                |      |
| 親族後見人が受任できるための支援 | 後見人になるにふさわしい親族後見人候補者への助言、専門職へのつなぎ            |      |
|                  | 親族後見人選任後の継続的支援体制                             |      |
|                  | 親族後見人への継続的支援体制についての家庭裁判所への説明                 |      |
| 家庭裁判所との連携        | 後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるための、連携体制の整備     |      |

## 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

| 大項目            | 小項目  | 実施状況 |
|----------------|--|------|
| 関連制度からのスムーズな移行 | 日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度へ移行することが望ましいケースを検討する体制の整備             |      |
|                | 生活保護受給者を含む低所得者等が後見等開始の審判の請求が適切に行われる体制の整備（成年後見制度利用支援事業の更なる活用） |      |

## 後見人支援機能

後見人支援機能については、以下の項目から機能を評価できると考えられます。

全てに取り組みなければならないということではなく、地域の実情に応じた取組を、段階的に実施していくこととなります。以下は、取組を考える上での参考となる項目例です。

| 大項目   | 小項目  | 実施状況  |
|---|--|---|
| 日常的な相談  | 市民後見人からの日常的な相談に応じる体制整備   |   |
|   | 親族後見人等からの日常的な相談に応じる体制整備<br>→ 不正防止効果にもつながる  |   |
| 意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援                            | 法的な権限をもつ後見人と、本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制の整備                    | ※ 都道府県単位、家庭裁判所単位での権利擁護支援ネットワークの機能にもなるものと思われる。 |
|   | 後見人支援のために専門的知見が必要であると判断された場合に、法律・福祉の専門職がケース会議開催等によって本人を支援することができるよう、専門職団体の協力が得られるための体制整備           |   |
|   | 財産保全を最優先とした硬直的な運用ではなく、本人の生活状況等に応じた財産の積極的活用等の適切・柔軟な運用を保障するための体制整備                                   |   |
| チームに加わる関係者への研修<br>(意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援についての研修) | 介護支援専門員  |   |
|   | 相談支援専門員  |   |
|   | 生活保護ケースワーカー  |   |
|   | 保健師  |   |
|   | 精神保健福祉士  |   |
|   | 入所先社会福祉施設  |   |
|   | 認知症初期集中支援チーム   |   |
|   | 認知症疾患医療センター  |   |
|   | 介護サービス事業所  |   |
|   | 障害福祉サービス事業所  |   |
|   | 訪問看護ステーション   |   |
| 家庭裁判所との連携   | 民生委員   |   |
|   | 市町村窓口  |   |
|   | 専門職  |   |
|   | 本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいなくなっている場合や、ほかの支援体制への切り替えが望ましいと考えられる場合の、新たな後見人候補者推薦等や、家庭裁判所との連絡調整 |   |
| 移行型任意後見契約の発効の必要性への支援  | 任意後見監督人選任の申立てが必要な状態になっている移行型任意後見契約の存在を発見した場合の支援(必要に応じて、ケース会議等を開催し専門職団体の協力を得る)                      |   |

## 不正防止効果

不正防止については、4つの機能が充実していく中での、効果として期待されるものです。以下は、取組を考える上での参考となる項目です。

| 大項目                  | 小項目   | 実施状況 |
|----------------------|---|------|
| チームによる見守りにおける不正防止の視点 | 親族後見人等の経済的虐待や横領等の不正行為の兆候の早期の把握（チームメンバーが、不正があるかもしれないと感じた時に、どこに知らせればいいのかを知っている） |      |